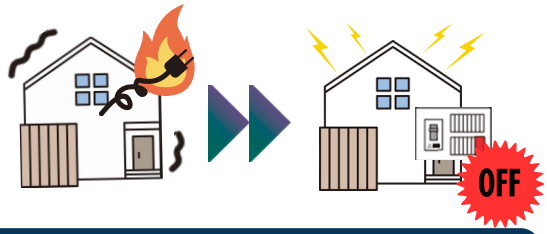
地震による電気火災からあなたの家を守る

感震ブレーカー

設置費用の一部を補助します。

感震ブレーカーとは？

地震の揺れを感知した場合に電力供給を遮断し、
通電時の電気火災を防止する目的で設置する機器です。



補助対象となる感震ブレーカー（市内の販売店で購入した新品のものに限ります。）

分電盤タイプ

内蔵型　　増設型



分電盤に内蔵または増設されたセンサーで揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断します。

※日本配線システム工業会の規格（JWDS0007付2）に適合するものに限る。

コンセントタイプ



コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、当該コンセントからの電力供給を遮断、または分電盤のブレーカーを落とします。

※日本消防設備安全センターの認証を有するものに限る。

簡易タイプ



地震の揺れによる重りの落下などでブレーカーのツマミを操作し、電力供給の遮断を補助します。

※日本消防設備安全センターの認証を有するものに限る。

補助金額（上限額）

購入費用の **1/2** を補助します。

分電盤タイプ	市内に住所のある方（既存住宅に設置）	30,000円
	市内で住宅を新築する方	10,000円
コンセントタイプ		7,000円
簡易タイプ		3,000円

※補助金額1,000円未満は切り捨て

対象となる費用

市内の販売店で購入した感震ブレーカー１台の購入費用（消費税を含む。）
※分電盤タイプは設置費用を含む。

補助対象者（以下のいずれかに該当する方）

1. 市内に住所を有し、自らが居住する住宅（賃貸住宅を除く。）に感震ブレーカーを新たに設置する方
2. 市内に自らが居住するための住宅を新築し、当該住宅に分電盤タイプの感震ブレーカーを設置する方

ただし、申請日において市税の滞納がある方は対象外です。

申請方法

感震ブレーカー設置費等補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に必要書類を添えて、防災危機管理課に申請してください。※電子申請もご利用いただけます。
申請方法の詳細は、次ページをご参照ください。

申請に必要な書類



購入・設置費用のレシートまたは領収書等の写し
（購入年月日・購入店名・金額・品名がわかるもの）



機器設置後の写真



振込先口座が確認できる書類
（通帳の写し等）

⚠ 機器を購入される前に、防災危機管理課にお問い合わせください。

お問い合わせ先　土浦市 総務部 防災危機管理課　029-826-1111(代表)（内線 2271、2009）　月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

感震ブレーカー設置補助金交付申請の流れ

手順1

防災危機管理課にお問い合わせください。

対象となる機器、申請方法などについて、まずは、防災危機管理課にお問い合わせください。

防災危機管理課連絡先　029－826－1111　内線2270・2009

手順2

感震ブレーカーを購入・設置してください。

市内の販売店で感震ブレーカーを購入し、設置してください。

【分電盤タイプ】
日本配線システム工業会の規格（JWDS0007 付 2）に適合するものに限ります。
※規格について、設置事業者にお伝えください。

【コンセントタイプ・簡易タイプ】
（一社）日本消防設備安全センターの推奨を受けているものに限ります。



推奨マーク



略式マーク

手順3

補助金交付を申請してください。

「土浦市感震ブレーカー設置費等補助金交付申請書兼請求書」に必要書類を添えて防災危機管理課にご提出ください。（郵送可）
【必要書類】
① レシートまたは領収書の写し
（購入日、購入店名、購入金額、品名が記載されたもの）
② 感震ブレーカー設置後の写真
③ 振込先口座通帳等の写し（名義・支店・口座番号が記載されている部分）

手順4

補助金の交付決定および振込

提出いただいた書類を審査し、交付が決定しましたら「土浦市感震ブレーカー設置費等補助金交付決定兼補助金額確定通知書」をお送りします。

交付の決定から1か月程度で、指定の口座に振り込みます。

電子申請もご利用いただけます。

感震ブレーカーの設置支援

コンセントタイプと簡易タイプについては、消防職員による設置支援を行っています。
【対象】・65 歳以上の方のみで構成されている世帯
・身体障害者手帳の交付を受けている世帯
・その他　取付けが困難と認められる世帯

設置支援に関する連絡先：土浦市消防本部予防課
☎029-821-5967（直通）